

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	鹿島建設 株式会社 (代表取締役 天野 裕正)
住所	東京都港区元赤坂一丁目3番1号

2. 措置期間

令和3年7月29日 から 令和4年1月28日 まで（6か月）

3. 事実概要

鹿島・三井住友・飛鳥JVとして請け負った環境省福島地方環境事務所発注の「平成28年度富岡町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事(その2)」他1件において、当時、現場事務所長として勤務していたJVの代表企業である当該人の元社員が、当該事業の下請事業者から受領した金銭について、平成29年度及び平成30年度の確定申告を提出せず所得税約8,300万円を免れたとして所得税法違反の罪で仙台地方検察庁より起訴された。

4. 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の8（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の8】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

問い合わせ先

喜多方市 総務部 契約管理課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 電話 0241-24-5279